

子どもとは…

18歳未満のすべての者、その他これらと等しく権利を認めることが適当と認められる者

みんなで守ろう！子どもの権利

すべての子どもには大切な“権利”があります。

安心して生きる権利

- いのちが守られ、尊重されます
- 愛情をもって育てられます
- どのような理由があっても差別や偏見を受けません
- いじめ、虐待、体罰、性的搾取などで心や体を傷つけられることがありません



など

豊かに生き、育つ権利

- 自分に合ったペースで生活できます
- 学び、遊ぶことができます
- 自分の考えや思いを、自分なりに自由に表現することができます
- 文化、芸術、スポーツに親しむことができます



など

自分らしく生きる権利

- 個人として尊重され、他者との違いが認められます
- 不平等な扱いを受けません
- プライバシーが守られます
- やりたいことに挑戦できます



など

身近なおとなに思いや願いを受け止めてもらえる権利

- 自分の思いや願いを自由に表明できます
- 思いや願いをありのままに受け止め、一緒に考え、適切に応えてもらえます



など

社会に参加する権利

- 地域などで、意見が活かされる機会が与えられます
- 参加にあたって、適切な支援を受けることができます



など

新潟市子ども条例HP



おとなの責務

おとなは子どもの権利を守るため、それぞれの役割を担い、“連携・協力”して子どもを支えます。



学び・育ちの施設の関係者

(学校や保育園、幼稚園など)

子どもたちが主体的に学び、育つことができるように支援します。虐待、体罰を絶対行わず、いじめから子どもたちを守ります。



新潟市

(市役所)

子どもの権利を尊重し、子どもに関わる市の取組を通じて、その保障に必要な条件整備及び支援を行います。



保護者

(親や祖父母など)

子育てに責任を持ち、子どもが安心して育つことができるように、子どもの意見を尊重し、一緒に考え、子どもの成長を支えます。



事業者

(会社など)

従業員が仕事と子育てを両立できるように支援します。



市民

地域の一員である子どもたちの権利を守り、安全安心な地域をつくります。

お問合せ：新潟市こども未来部こども政策課 電話：025-226-1193